

(仮称)都市計画道路 鈴鹿亀山道路に係る計画段階環境配慮書
に対する環境大臣意見

(仮称)都市計画道路 鈴鹿亀山道路は、三重県鈴鹿市を起点とし、同県亀山市を終点とする約 10km の道路である。本路線は、鈴鹿市と新名神高速道路等への所要時間の短縮、定時性の確保を図り、産業を支える道路基盤の充実、中部・近畿地方等との連携強化、災害時にも社会経済活動を継続できる道路機能の強化を実現することを目的に計画された路線である。

また、本ルート帯の区域及びその周辺の地域は、鈴鹿川、安楽川等の河川及びそれらによって形成された沖積平野であり、主に水田・茶畑等の農業利用や市街地、工業団地等の都市的利用が行われている。本事業は、このような地域において供用時に相当程度の道路交通量が見込まれる道路を約 10km の規模で建設するものであり、主に市街化地域における大気質及び騒音等による生活環境への影響、並びに里地里山地域における動植物、景観等への影響が想定される。

本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、それら措置の内容について方法書以降の図書に記載すること。

1. 対象事業実施区域の設定

今後の詳細なルート・構造の検討を踏まえた対象事業実施区域の設定に当たっては、環境の保全上重要と考えられる以下の ~ の区域について、事業の影響を回避又は極力低減すること。特に、以下の ~ の区域は、環境保全の観点から法令等により指定された地域若しくは対象又は環境保全上の配慮が特に必要な対象であることから、十分配慮すること。

学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（保育所、幼稚園、小学校及び社会福祉施設を含む）

鳥獣保護区

天然記念物（川俣神社のスタジイ）

市街地及び集落

重要な動物の生息地

主要な河川（鈴鹿川及び安楽川）

都市緑地（鈴鹿川河川緑地）

重要な史跡（能褒野王塚及び伊勢国府跡）

2. 環境影響評価の項目の選定

設定した対象事業実施区域又はその周囲において、上記の 1. ~ の重要な保全対象が存在する場合には、環境影響評価の項目の選定に当たって考慮するものとし、本事業に伴い影響を受けるおそれのある大気質、騒音、振動、水質、地形及び地質、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場その他環境要素に係る項目（地下水を含む）から、環境影響評価の項目を適切に選定すること。

3. 各論

今後の詳細なルート・構造の検討並びに上記の 2 .を踏まえた方法書以降の調査、予測及び評価に当たっては、以下について、特に留意すること。

(1) 大気質及び騒音等

ルート 1 及び 2 並びにその周辺の地域は、学校や病院等の環境保全上配慮すべき施設や集落等が存在していることから、工事中及び供用時における大気質及び騒音等によるこれら施設等への影響を回避・低減するため、詳細なルート・構造の検討に当たっては、これら施設等に配慮するとともに、方法書以降の手続きにおいては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成 11 年 7 月、環境省)等に基づき、調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ環境保全措置を検討すること。

また、鈴鹿市中心部の市街地及び集落を通過するルート 2 は、ルート 1 と比較して、大気質及び騒音等に関する影響が大きくなるおそれがあることから、ルート 2 を採用する場合、鈴鹿市中心部の市街地及び集落を通過する区間において、これら施設等に十分配慮すること。

(2) 動物及び植物

ルート 1 及び 2 並びにその周辺の地域は、オオタカ等の猛禽類、ネコギギ、カワバタモロコ等の淡水魚、カワヂシャ等の植物等重要な動植物が生息・生育している可能性が高いことから、これら重要な動植物への影響を回避・低減するため、詳細なルート・構造の検討に当たっては、これらの生息・生育地に十分配慮するとともに、方法書以降の手続きにおいては、専門家等からの助言を踏まえて調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ環境保全措置を検討すること。

特に、重要な水生生物及び希少猛禽類については、以下について留意すること。

河川、水路、水田等に生息する淡水魚等重要な水生生物への影響を回避・低減するため、これらの生息地の改変や水の濁り等が抑制できる位置・構造等を選定すること。

希少猛禽類の営巣中心域や高利用域といった繁殖に重要な地域への影響を可能な限り回避・低減すること。また、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(平成 24 年 12 月、環境省)等を踏まえて調査、予測及び評価を実施すること。

(3) 景観

ルート 1 及び 2 並びにその周辺の地域は、鈴鹿市景観計画及び亀山市景観計画の区域に含まれていることから、詳細なルート・構造の検討に当たっては、周辺の景観特性と調和した構造を採用する等、地域の景観に配慮するとともに、方法書以降の手続きにおいては、本項目に係る調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ環境保全措置を検討すること。

(4) 人と自然との触れ合いの活動の場

ルート 1 及びその周辺の地域は、鈴鹿川河川緑地等が含まれていることから、詳細なルート・構造の検討に当たっては、これら施設の人と自然との触れ合いの活動の場としての機能を低下させないよう配慮するとともに、方法書以降の手続きにおいては、本項目に係る調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ環境保全措置を検討すること。